

緊急事態宣言発令に伴う保育提供の縮小期間の延長について

(令和2年5月1日現在)

緊急事態宣言発令に伴う保育所等の受入れ対象家庭を限定し、その他のご家庭に対する登園自粛の要請につきましては、引き続き感染拡大防止に向けた取り組みを継続する必要があるため、保育提供の縮小期間を5月31日(日)まで延長いたします。

保護者の皆様には、引き続き、大きなご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【お預かりできるご家庭】

- (1) 保護者のいずれもが次の職種に該当し、共に仕事を休むことが困難な家庭
 - ・医療従事者
 - ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- (2) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭
(他の親族等にも依頼できない場合)

※ どうしてもお仕事を休むことが困難なご家庭につきましては、各施設にご相談ください。

【期 間】

~~令和2年5月6日(水)まで~~ ⇒ 令和2年5月31日(日)まで

【保育料等】

保育料については、日割り計算により減額いたします。
副食費については、各施設にご確認ください。

【その他】

- ・国が公表する緊急事態宣言に対する判断や本市の感染状況によっては、受入れ家庭や要請期間を見直すことがあります。
- ・園児や職員が罹患した場合や地域での感染が著しく拡大する場合には、臨時休園を行うことがあります。

【お問い合わせ先】

金沢市福祉局こども未来部保育幼稚園課

TEL 220-2299